

記載例

離婚届

令和 8 年 4 月 10 日 届出

鹿児島県いちき串木野市長 殿

婚姻前の氏に戻り、新しい戸籍を作る場合（協議離婚）

【記入上の注意】

記入の際は、「黒」のボールペン等消えない筆記具を使用し、文字や元号は略さずに書いてください。

(1) 氏名	夫 クシキノ タロウ 串木野 太郎	妻 クシキノ ハナコ 串木野 花子
生年月日	平成 2 年 5 月 23 日	平成 4 年 7 月 8 日
住所	鹿児島県いちき串木野市 昭和通133番地1	鹿児島県いちき串木野市 昭和通 133番地 1
本籍	鹿児島県いちき串木野市旭町133 番地 1 筆頭者の氏名 串木野 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 鹿児島 三郎 母 鹿児島 和子 続き柄 長男	妻の父 市来 次郎 母 市来 良子 続き柄 二女
養父母の氏名 養父母との続き柄	養父 串木野 一郎 養母 串木野 春子 続き柄 養子	養父 市来 次郎 養母 市来 良子 続き柄 養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 鹿児島県いちき串木野市湊町18 番地 筆頭者の氏名 市来 花子	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 串木野 空 父(夫)が親権を行う子 串木野 海 母(妻)が親権を行う子 串木野 夢 親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 串木野 陸	離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、必ず親権者について取り決めをして、該当する欄に子の氏名を記入してください
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれがどのようにするしをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

記入の注意

離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、離婚後の子の親権に関する取り決めについて、それぞれが理解し、合意している意思確認をするため、必ず「本人が」チェックを入れてください
※チェックがないと、原則届書を受理できません

(6) 同居の期間	令和 元 年 5 月 から	年 月 まで
(7) 別居する前の住所	番地 番 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名（※押印は任意）	夫 串木野 太郎 印	妻 串木野 花子 印
証人（協議離婚のときだけ必要です）	署名 印 印 生年月日 年 月 日 年 月 日 住所 18歳以上の方2名の署名等が必要です 本籍 番地 番 番地 番	
結婚したときに氏を変えた方が新しい戸籍を作る地番を記入してください（筆頭者は、結婚前の氏に戻る方です）	<input type="checkbox"/> しない（この場合にはこの離婚届と同時に <input type="checkbox"/> 月のうち早いほうを書いてください。 <input type="checkbox"/> 生労働省所管）にも用いられます。	

太枠内は、別居している場合のみ記入してください

署名欄は必ず「本人が」自分の氏名を書いてください
※本人が書いていないと無効です

離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、「離婚後の子育ての分担」と「親子交流」に関する取り決めについて、該当する項目に必ずチェックを入れてください

離婚届出時に「経済的に自立していない子（18歳以上の大学生の子等も含む）」がいる場合は、「養育費の分担」に関する取り決めについて、該当する項目に必ずチェックを入れてください

届書を持参された方の本人確認を行います。官公庁発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参ください。
 ・市役所の開庁日や時間外に届出をする場合は、記入内容について、事前に戸籍担当者を確認してもらうことをお勧めいたします

戸籍簿の作成に際しては、親権の移転や養育費の分担を定める問題について、相談窓口の情報を